

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）

（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）

交付規程

（目的）

第1条 この規程は、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）交付要綱（20170120財資第12号。以下「交付要綱」という。）第26条第1項に基づき、福島県知事（以下「知事」という。）が行う、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 知事が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに交付要綱並びに福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この規程による。

（定義）

第3条 この規程において、「再生可能エネルギー分野」とは、別表第1に示す分野をいう。

2 この規程において、「事業者」とは、県内に事業所を置く法人格を有する事業者（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき認証を受けた特定非営利活動法人を含む。）であって再生可能エネルギー分野におけるメンテナンス業務に関連する産業に参入・事業拡大しようとする者又はそれらの者で構成される団体をいう。

（交付の対象及び補助額）

第4条 知事は、再生可能エネルギー分野におけるメンテナンス業務に関連する産業への参入・事業拡大に要する人材育成に係る取組をしようとする事業者が策定した「事業計画書」が、次に掲げる各号を全て満たしていると認められる場合に、当該事業計画書に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、別表第2に掲げる経費であって、当該補助事業を実施するために直接必要かつ補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その額及び補助率は別表第3に示す額以内で知事が認める額及び補助率とする。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付の対象としない。

- 一 研修又は資格取得の内容及び再生可能エネルギー分野におけるメンテナンス業務への参入計画（既に事業参入している場合は、事業拡大計画）について具体的に記載し、妥当性があること。
- 二 福島県内の再生可能エネルギー分野におけるメンテナンス業務に関連する産業の育成・集積につながることを期待されること。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする事業者は、知事に対し、様式第1による補助金交付申請書に実施計画書及びその他知事が指示する書類を添付して、知事が指示する期日までに提出しなければならない。

- 2 事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による指令書により事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができるものとする。
- 5 知事は、補助金の交付が適当でないことを認めたときは、その旨を事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に様式第3による交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第8条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による変更（中

止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な補助目的に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

ウ 補助対象経費の20パーセント以内の減額

二 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内で変更する場合を除く。

三 補助事業の全部若しくは一部を他に継承しようとするとき。

四 補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項に基づく変更(中止・廃止)承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更(中止・廃止)の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者へ通知するものとする。

3 知事は前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第5による事故報告書を知事に提出し、指示を受けなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 知事が第16条に基づく補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

三 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、福島県財務規則に基づき知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(契約等)

第12条 補助事業者は、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 第2項から第5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて指示したときは、速やかに様式第6による実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が2月末日までに終了しない見込みのときは、2月末日までに、様式第8による補助事業年度末実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項及び第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第15条 補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を承継して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書をあらかじめ知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 知事は、第14条第1項の補助事業実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に速やかに通知するものとする。

2 知事は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先(請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む)に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な処置を講じるものとする。

(補助金の支払)

第17条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10による補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

3 前項の消費税等仕入控除税額の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第19条 知事は、第9条第1項第4号の規定による申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 補助事業者が法令、交付要綱、本規程又は本規程に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合
 - 五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 前項の規定は、第16条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 知事は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - 4 知事は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
 - 5 知事は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者に通知するものとする。
 - 一 返還すべき補助金の額
 - 二 延滞金に関する事項
 - 三 納期日
 - 6 知事は、補助事業者が第4項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第12による返還報告書を提出させるものとする。
 - 7 知事は、第1項第1号から第3号又は第5号の規定による返還を請求するときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
 - 8 知事は、補助事業者が、返還すべき補助金を第5項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（加算金の計算）

第20条 知事は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第21条 知事は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

- 2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(暴力団排除に関する誓約)

第22条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(実施結果の事業化及び報告)

第23条 事業者等は、補助事業の成果の事業化に努力しなければならない。

- 2 事業者等は、補助事業の完了後、知事が当該補助事業に係る過去1年間の事業化状況について報告を求めた場合は、様式第13を知事に提出しなければならない。
- 3 事業者等は、前項の報告をした場合において、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の発表等)

第24条 知事は、補助事業が完了したときは、事業者等にその成果を発表させることができる。

(財産の管理等)

第25条 補助事業者は、取得財産等については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について様式第14による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等管理台帳を第14条第1項に定める実績報告書に添付して知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入額、又は見込まれる収入額の全額若しくは一部を県に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第26条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第15による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(情報管理及び秘密保持)

第27条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（産業財産権等に関する届出）

第28条 事業者等は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、その旨を知事に報告しなければならない。

（収益納付）

第29条 知事は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業を実施した事業者等が当該補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与により相当の収益が生じたと認めるときは事業者等に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

- 2 前項に基づく納付は、補助事業の完了年度の翌年度以降5年間とする。

附 則

この要綱は、令和3年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年11月26日から施行する。

別表第 1

再生可能エネルギー分野

対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光 ○風力 ○バイオマス ○水素 ○地中熱 ○その他の再生可能エネルギー関連分野
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第 2

補助対象経費

補助対象経費		内容
トレーニングセンター等での研修費	受講料	・講習等実施機関が定める費用
	教材費	・講習等実施機関が定める費用
資格取得費	受講料	・講習等実施機関が定める費用
	教材費	・講習等実施機関が定める費用
旅費		<ul style="list-style-type: none"> ・講習等実施機関までの往復交通費 ・講習等機関中における宿泊料（食費、光熱水費等の付随的な費用を除く） ・招聘講師の県内実施場所への往復交通費 ・招聘講師の県内宿泊料（食費、光熱水費等の付随的な費用を除く）

注 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。

- (1) 補助金の交付決定日の属する年度の 2 月末日までに支払いが完了しない経費。
- (2) 補助事業を実施するために直接必要な費用と認められないもの。

別表第 3

補助額

	補助率・補助額（上限）等
<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニングセンター等での研修費 ・資格取得費 ・旅費 	1 / 2 以内（1 事業者当たり 1, 500 千円を上限とする）

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住 所
申請者 名 称
代表者等名

令和 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費
(再生可能エネルギーに係るもの)(再エネメンテナンス関連産業参入支援事業)

補助金交付申請書

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費(再生可能エネルギーに係るもの)(再エネメンテナンス関連産業参入支援事業)交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費(再生可能エネルギーに係るもの)交付要綱(20170120財資第12号)、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号)、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費(再生可能エネルギーに係るもの)(再エネメンテナンス関連産業参入支援事業)交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円

2 事業着手及び完了予定日

年 月 日 ~ 年 月 日

3 補助事業の内容等

別紙1「再エネメンテナンス関連産業参入支援事業計画書」のとおり

4 本件責任者及び担当者

責任者氏名 :

担当者氏名 :

連絡先 :

再エネメンテナンス関連産業参入支援事業計画書

1 事業者の概要

フリガナ		フリガナ							
申請者名 (団体名等)		代表者 職・氏名							
業種	(日本標準産業分類の中分類)								
本社所在地	〒								
県内事業所	(本社所在地と異なる場合) 〒								
電話番号	() -	FAX 番号	() -						
電子メール アドレス	@	URL	http://						
連絡先 (上記申請者と異なる場合に 記入してください)	フリガナ		〒						
	担当者 氏 名		所在地						
	電話番号	() -	FAX 番号	() -					
	電子メール アドレス	@	URL	http://					
設立年月日	年 月	資 本 金	万円		従 業 員 数	人			
			主 な 出 資 者	万円			常勤役員	人	
				万円				常勤従業員	人
				万円				パート	人
				万円					
現在の業種・業務内容・主要製品等									

*会社パンフレットなどがある場合は、併せて提出してください。

2 メンテナンス業務への参入の計画等

※参入・事業拡大する理由、方法、計画・スケジュール、成果目標等について、視覚的に表現した図等を活用して、わかりやすく記載してください。

※計画にはメンテナンスの対象とする発電所、設備及び今までの事業内容や保有する技術等を活かした参入計画や参入意欲等について記載してください。

3 申請内容 ※1

□ 3-1 トレーニングセンター等での研修

研修等実施機関		
研修等プログラム	名称	
	期間	
	場所	
	内容	
研修で取得できる 認証・修了証等		
同研修を選択した 理由		
研修予定者①	氏名	
	役職	
	保有資格等 ※2	
研修予定者②	氏名	
	役職	
	保有資格等 ※2	
研修予定者③	氏名	
	役職	
	保有資格等 ※2	

※1 3-1、3-2のいずれかを記載してください。

※2 電気主任技術者、クレーン等運転等、関連資格の保有状況を記載してください。予定については、()書きとし、取得予定時期を記載してください。

□ 3 - 2 資格取得①

資格名称		
資格講習等実施機関	名称	
	所在地	
資格講習	名称	
	場所	
	期間	
	内容	
資格取得予定者①	氏名	
	役職	
	保有資格等 ※ 2	
資格取得予定者②	氏名	
	役職	
	保有資格等 ※ 2	
資格取得予定者③	氏名	
	役職	
	保有資格等 ※ 2	

※ 1 3 - 1、3 - 2のいずれかを記載してください。

※ 2 電気主任技術者、クレーン等運転等、関連資格の保有状況を記載してください。予定については、() 書きとし、取得予定時期を記載してください。

資格取得②

資格名称		
資格講習等実施機関	名称	
	所在地	
資格講習	名称	
	場所	
	期間	
	内容	
資格取得予定者①	氏名	
	役職	
	保有資格等 ※2	
資格取得予定者②	氏名	
	役職	
	保有資格等 ※2	
資格取得予定者③	氏名	
	役職	
	保有資格等 ※2	

※1 3-1、3-2のいずれかを記載してください。

※2 電気主任技術者、クレーン等運転等、関連資格の保有状況を記載してください。予定については、()書きとし、取得予定時期を記載してください。

4 収支計画（申請年度）

（収入の部）

（単位：円）

区 分	予 算 額	調達先等（金額の内訳）
自己資金		
借入金		
その他		
補助金申請額		
計		

（支出の部）

（単位：円）

区 分	経費全体額 (A)	補助対象経費 (A)のうち、 補助対象外の 経費を除いた 額 (B))	補助金申請額 (B)の、指定 された補助率 以内の額)	明 細
受講料				
教材費				
旅費				
計				

注1 補助対象となる経費区分は以下のとおりとし、「明細」欄には「経費全体額」の積算内訳として、以下の事項を必ず記載してください（「明細」については別紙としても差し支えないので、明確に記載してください）。

受講料：研修先、人数、単価、金額

教材費：名称、数量、単価、金額

旅 費：（交通費）研修先、人数、片道単価、金額

（宿泊料）人数、日数、単価、金額

※受講料及び教材費が分け難い場合は、受講料に合計額を記載すること。（明細欄にその旨記載）

2 申請する年度（事業着手年月日～事業完了予定年月日）に発生する支出について記載してください。

3 「補助金申請額」については、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

暴力団排除に関する誓約書

福島県知事 ○○ ○○ 様

私は、次の1の各号のいずれかに該当し、もしくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、または1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）の交付が拒絶またはその交付決定が取消されても異議を申しません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

1 貴県との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) 次のいずれかに該当する関係にある者

イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること

ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること

ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって

前各号に掲げる者を利用したと認められること

ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

2 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴県の信用を棄損し、または貴県の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 上記2(1)～(5)の行為があった場合は法的処置（民事、刑事）を講じられても構いません。

記入日 年 月 日

住所（または所在地）

社名

代表者名又は個人事業主の氏名

様式第 2

福島県指令 第 号

住 所
氏 名 宛て

令和 年 月 日付けで交付申請のあった福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）の補助については、福島県補助金の交付等に関する規則（昭和 4 5 年福島県規則第 1 0 7 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項及び福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）交付規程の規定により、金 円を交付します。

ただし、交付にあたっては、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）交付規程第 6 条第 4 項の規定に基づき下記の条件を付します。

年 月 日

福島県知事 ○○ ○○

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました令和 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	円	金 円
補助金の額	円	金 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
- 3 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
- 4 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
- 5 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）交付要綱（2 0 1 7 0 1 2 0 財資第 1 2 号）、規則、福島県再生可能エネルギー等導入促進

支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）交付規程の定めるところに従うこと。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
 - (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
 - (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - (4) 福島県の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表
- 6 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとします。

責任者：福島県商工労働部
次世代産業課長

担当者：

電話：024-521-8286（内線2951）

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）

交付申請取下げ届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定があつた上記補助金について、
福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再エネメンテ
ナンス関連産業参入支援事業）交付規程第7条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付の申請の取下げ理由
- 3 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

様式第 4

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）
変更（中止・廃止）承認申請書

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）交付規程第 9 条第 1 項の規定により、事業計画を変更（中止・廃止）したいので、承認して下さるよう申請します。

記

1 交付決定年月日等
令和 年 月 日付け福島県指令 第 号

2 補助金交付申請額
(1) 今回交付申請額 円
(2) 既交付決定額 円
(3) 差引額((1)-(2)) 円

3 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

区 分	経費全体額 (A)		補助対象経費 (A)のうち、補助対象 外の経費を除いた額 (B)		補助金申請額 (B)の指定された補助 率以内の額		明 細
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
受講料							
教材費							
旅費							
計							

- 4 変更（中止・廃止）の内容
5 変更（中止・廃止）を必要とする理由
6 変更（中止・廃止）が補助事業に及ぼす影響

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）

事故報告書

令和 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）交付規程第 10 条の規定に基づき、補助事業の事故
について下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事故の原因及び内容
- 3 事故に係る金額 円
- 4 事故に対して採った措置
- 5 事故が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の遂行及び完了予定日

様式第 6

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）

実施状況報告書

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再エネメン
テナンス関連産業参入支援事業）交付規程第 13 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

令和 年 月 日付福島県指令産第 号

2 事業名

3 補助事業の遂行状況

別紙のとおり

補助事業の遂行状況

(1) 事業の遂行状況

(2) 予算の遂行状況

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費 (注1)	補助対象経費 (A) (注2)	支出済額(B) (注3)	(B) / (A) ×100	明 細 (注4)
受講料					
教材費					
旅費					
年度合計					

(注1) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。

(注2) 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

(注3) 「補助金支出済額」には、「補助対象経費」のうちで既に支出済みの金額を記入してください。

(注4) 「明細」欄には「補助事業に要する経費」の積算内訳として必ず記載してください（「明細」については別紙としても差し支えないので、明確に記載してください）。

様式第 7

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）

補助事業実績報告書

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再エネメン
テナンス関連産業参入支援事業）交付規程第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告し
ます。

記

- | | | | |
|---|--------------------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金受領額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助事業の成果 | | |
| | (1) 補助事業の成果報告書 | | |
| | 別紙 1 のとおり | | |
| | (2) 資金調達内訳及び経費の配分表 | | |
| | 別紙 2 のとおり | | |

注 消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、次の算式を明記すること。
補助金所要金額－消費税及び地方消費税仕入控除金額＝補助金実績額

成 果 報 告 書

1 補助事業内容

1-1 トレーニングセンター等での研修

研修等実施機関		
研修等プログラム	名称	
	期間	
	場所	
	内容	
研修により得られた成果（取得した認証・修了証等）		
研修受講者①	氏名	
	役職	
研修受講者②	氏名	
	役職	
研修受講者③	氏名	
	役職	

1 - 2 資格取得①

資格名称		
資格講習等実施機関	名称	
	所在地	
資格講習	名称	
	場所	
	期間	
	内容	
資格取得者①	氏名	
	役職	
資格取得者②	氏名	
	役職	
資格取得者③	氏名	
	役職	

資格取得②

資格名称		
資格講習等実施機関	名称	
	所在地	
資格講習	名称	
	場所	
	期間	
	内容	
資格取得者①	氏名	
	役職	
資格取得者②	氏名	
	役職	
資格取得者③	氏名	
	役職	

2 メンテナンス業務への参入の計画等

※取得した認証、メンテナンス技術と資格等を踏まえて、今後のメンテナンス業務の計画等について記載してください。

(添付書類)

- ・研修や講習等への参加実績が確認できる書類（修了証等の写、研修資料の写）
- ・研修や講習等で取得した認証等を確認できる書類（認証等の証明書の写）
- ・その他知事が必要と認める書類

資金調達内訳及び経費の配分表

1 補助事業者の名称

2 資金調達内訳及び経費の配分表

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予 算 額	調達先等 (金額の内訳)
自己資金		
借入金		
その他の収入		
補助金申請額 (注1)		
計		

(支出の部)

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費 (注2)	補助対象経費 (注3)	補助金申請額 (注1)	明細 (注4)
受講料				
教材費				
旅費				
合 計				

(注1)「補助金申請額」については、交付決定額の範囲内で区分ごとに千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

(注2)「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために実際に支出を要した経費を意味します。

(注3)「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

(注4)福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費(再生可能エネルギーに係るもの)(再エネメンテナンス関連産業参入支援事業)交付規程別表の「補助対象経費」の内容欄に記載の費目をもとに、費用を出来るだけ分かりやすく分解して示してください。また、支払の事実を確認できる資料の写しを添付してください。

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）

補助事業年度末実績報告書

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）交付規程第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 重点的に実施した事項
 - (3) 補助事業の効果

2 補助事業の収支決算

(1) 収 入 (単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金	
補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出

(単位：円)

区 分	補 助 事 業 に 要 し た 経 費		補 助 対 象 経 費				補 助 金 充 当 額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交 付 決 定 額	流 用 後 交 付 決 定 額	実 績 額
受講料									
教材費									
旅費									
合 計									

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）

承継承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあつた福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）交付規程第 15 条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付を決定した補助事業者名（旧補助事業者名）
- 2 補助事業の名称
- 3 補助事業の内容
- 4 補助事業の地位の承継理由
- 5 補助金交付決定通知の日付及び番号
- 6 交付決定通知書に掲げられた補助金の額
- 7 既に交付を受けている補助金の額

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）

補助金精算払請求書

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）交付規程第 17 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称

2 精算払請求金額（算用数字を使用すること。） 円

3 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

振込先金融機関名：

支店名：

預金の種別：

口座番号：

預金の名義：

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）交付規程第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|-----------------------------------------------|---|
| 1 | 補助金額（交付規程第 1 6 条による額の確定額） | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3. - 2.） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）

返還報告書（取消しに係るもの）

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあつた令和 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている国庫補助金のうち、当該確定額を超える部分について返還したので、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再エネメンテナンス関連産業参入支援事業）交付規程第 1 9 条第 6 項に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金確定通知額及び年月日 円（ 年 月 日）
- 3 既に交付を受けている補助金の額 円
- 4 返還を請求された金額及び年月日 円（ 年 月 日）
- 5 返還すべき金額 円
- 6 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金 円（ 年 月 日）
 - (2) 加算金 円（ 年 月 日）
 - (3) 延滞金 円（ 年 月 日）
- 7 延滞金の算出根拠
- 8 未返還金額
 - (1) 返還金 円
 - (2) 加算金 円
 - (3) 延滞金 円

様式第13

番 号
年 月 日

福 島 県 知 事 様

所 在 地
名 称
代表者名

令和 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費
(再生可能エネルギーに係るもの) (再エネメンテナンス関連産業参入支援事業)
事業化状況報告書

令和 年 月 日付け福島県指令産第 号で交付決定のあった上記事業における
令和 年度の事業化状況について、別紙のとおり報告します。

様式第13の別紙

1 事業者名

2 補助事業の実施結果の事業化の現状と今後の展開

3 補助事業に係る本年度収益額等

(単位：円)

補助事業に係る本年度収益額	
本年度までの補助事業に係る支出額	

(注意事項)

- 1 「2 補助事業の実施結果の事業化の現状と今後の展開」には、補助事業の申請時に提出された計画に沿って具体的に記載すること。
- 2 「補助事業に係る本年度収益額」とは、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の成果の他への供与による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。
- 3 「本年度までの補助事業に係る支出額」とは、本年度までに補助事業に係る費用として支出された全ての経費をいう。
- 4 その他、補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

様式第 1 4

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 2 6 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 5 処分制限期間は交付規程 2 6 条第 2 項に定める期間を記載すること。

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費
(再生可能エネルギーに係るもの)(再エネメンテナンス関連産業参入支援事業)
財産処分承認申請書

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費(再生可能エネルギーに係るもの)(再エネメンテナンス関連産業参入支援事業)交付規程第26条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名等(別紙) ※取得財産等管理台帳(様式第14)の該当財産部分抜粋等

(2) 処分の内容(有償・無償の別も記載のこと。)及び処分予定日
処分の相手方(住所、氏名又は名称、使用の目的等)

2 処分理由